

タイ労働安全衛生センター拡充計画 巡回指導調査団報告書

平成 12 年 2 月

国際協力事業団
社会開発協力部

序 文

タイ国では工業化の急速な進展につれて労働災害が深刻化しつつある。このためタイ国労働社会福祉省は労働安全衛生センター（NICE）の新施設を建設してその活動を拡充し、労働安全教育を普及したいとして、我が国にプロジェクト方式技術協力を求めてきた。

これを受けて国際協力事業団は、事前、長期両調査を重ねたうえで1997年3月、実施協議調査団を派遣して討議議事録（R / D）の署名を取り交わし、1997年6月1日から5年間にわたる「タイ労働安全衛生センター拡充計画」が開始された。

今般は、協力開始から約2年半を経てプロジェクトが折り返し点を迎えたので、これまでのプロジェクトの進捗状況を把握・中間評価するとともに、プロジェクト終了までの協力計画を協議するため、2000年1月17日から同26日まで、中央労働災害防止協会技術支援部上席技術専門役松野裕氏を団長とする巡回指導調査団を、現地に派遣した。

本報告書は、同調査団の協議・調査結果を取りまとめたもので、今後のプロジェクト展開に広く活用されることを願うものである。

ここに、調査にご協力いただいた外務省、労働省、中央労働災害防止協会、在タイ日本国大使館など、内外関係各機関の方々に深く謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第である。

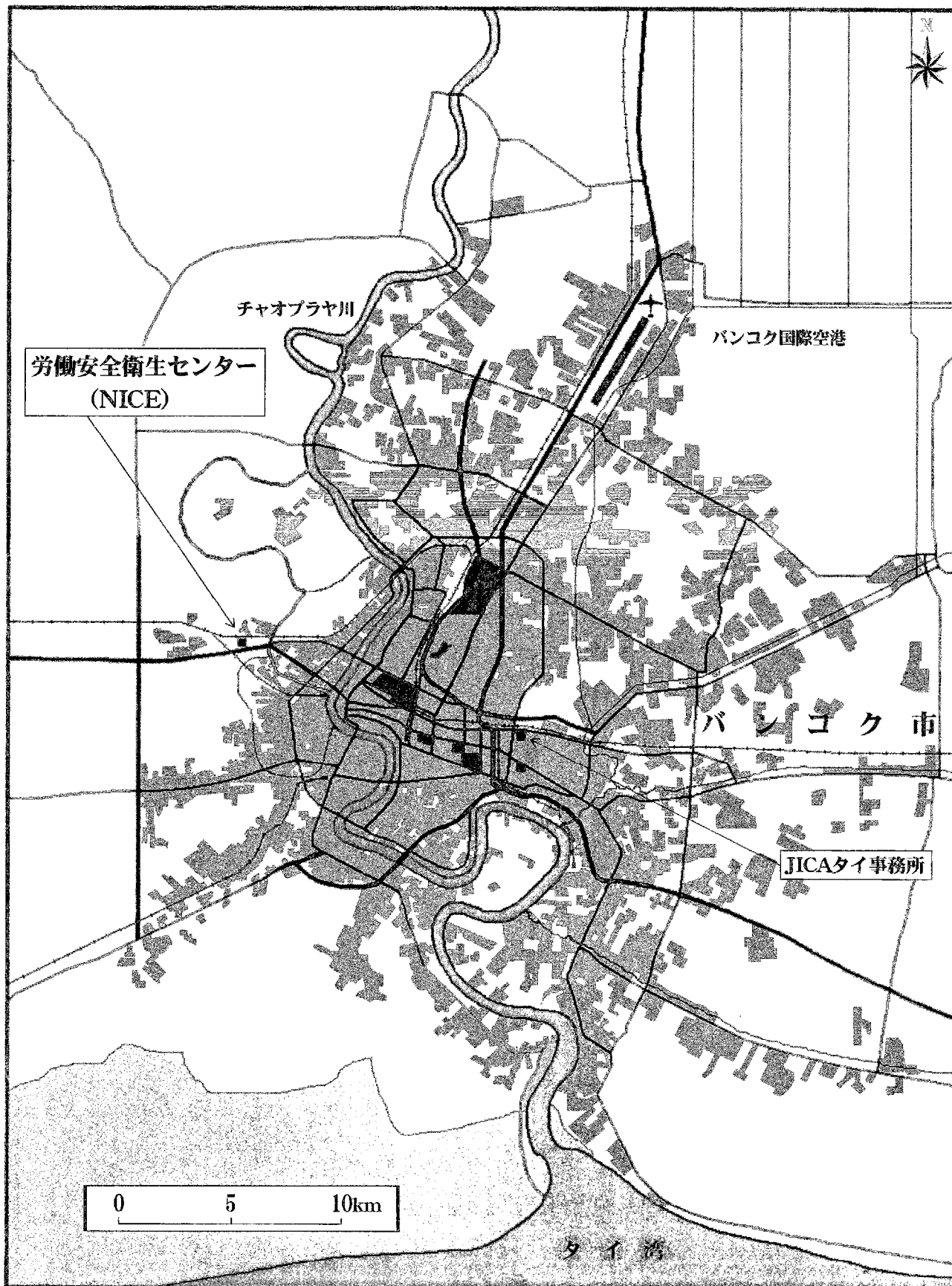
平成12年2月

国際協力事業団

社会開発協力部

部長 田中由美子

プロジェクトサイト 労働安全衛生センター (NICE) の位置図



目 次

序 文

地 図

1 .巡回指導調査団の派遣	1
1 - 1 調査団派遣の経緯と目的	1
1 - 2 調査団の構成.....	2
1 - 3 調査日程	3
1 - 4 主要面談者	3
2 .要 約	6
3 .プロジェクトの現状評価と諸問題	9
3 - 1 活動状況	9
3 - 2 目標達成度	10
3 - 3 実施の効率性.....	12
3 - 4 計画の妥当性.....	13
3 - 5 自立発展性の見通し	14
4 .プロジェクトの今後の活動計画	17
4 - 1 産業安全分野.....	17
4 - 2 労働衛生分野.....	17
4 - 3 研修分野	18
4 - 4 広報分野	18
5 .PCM ワークショップ	19
5 - 1 ワークショップの目的及び実施の方法	19
5 - 2 プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) の改訂	19
5 - 3 改訂 PDM に基づく評価.....	20
5 - 4 PCM ワークショップ参加者リスト	21
6 .総合提言内容	23

7.プロジェクト懸案事項	24
8.合同調整委員会	26
付属資料	
1.ミニッツ	29
2.中間評価調査表	66
3.運営指導調査団(1998年8月30日～9月3日)報告書	79

1.巡回指導調査団の派遣

1 - 1 調査団派遣の経緯と目的

タイ国の経済は堅実に成長しており、輸入代替的な産業から徐々に高次の工業化に移行し、現在では輸出志向型に力点が置かれている。今後も製造業による雇用の拡大、工業製品の輸出拡大などにより、第二次産業へのシフトは緩やかに続いていくと見られる。このように従来の農業を基盤とした産業構造が変化し、工業化が進むにつれて、危険物、毒物、大型機械による新しい形の労働災害が急増している。

労働社会福祉省では、従来から労働安全衛生センター（NICE）で国全体の労働安全、衛生基準の確保を推進してきた。しかしながら、労働安全衛生法令の未整備、安全衛生監督官の知識・経験不足、不十分な労働環境測定機材、労使ともに労働安全衛生への意識が希薄である等の理由により、労働災害は減少するどころか事態は一層深刻化しつつある。

このような事態に対応するため、タイ国政府は第7次国家経済社会開発5か年計画（1991～1995年）で労働安全衛生法の整備、労働安全衛生教育、健康診断の推進等に取り組み、さらに第8次国家経済社会開発5か年計画（1997～2001年）及び第1次労働社会福祉計画（1995～2001年）で国家的レベルで労働安全基準を確保することを目標としてきた。これらの目標を達成するための指導、調査研究、研修等を行うため、タイ国は労働安全衛生センターの充実を目的とするプロジェクト方式技術協力を、我が国に要請してきたものである。

これを受けた国際協力事業団は、1996年1月の事前調査、同年12月の長期調査を経て、1997年3月に実施協議調査団を派遣し、討議議事録（Record of Discussions：R / D）及び付属文書の署名を取り交わして、1997年6月1日から5年間にわたる「タイ労働安全衛生センター拡充計画」の技術協力を開始した。本プロジェクトは、労働安全衛生センターの機能強化を目的として、その技術向上、安全衛生監督官及び企業の安全衛生担当者を対象とした研修コースの改善等をめざすもので、プロジェクト後半に予定する労働安全衛生広報活動を除いた分野の活動は、着実な進捗を見せている。

今般、協力開始から約2年半が経過し、プロジェクトの折り返し点に来たため、これまでのプロジェクト進捗状況を把握・中間評価するとともに、プロジェクト終了までの協力計画を協議する目的で、本巡回指導調査団が派遣された。プロジェクトの評価については、プロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）手法の評価5項目のうち、主に「目標達成度」「実施の効率性」「計画の妥当性」の観点から評価し、「効果」「自立発展性」についても、その見込みを検討する。

1 - 2 調査団の構成

(1) 松野 裕：団長 / 総括

中央労働災害防止協会 技術支援部 上席技術専門役
Mr. Yutaka Matsuno, Leader,
Acting Director, Technical Department,
Japan Industrial Safety and Health Association

(2) 木口 昌子：労働衛生

労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課 国際室 室長補佐
Ms. Masako Kiguchi, Industrial Health,
Deputy Director, International Office, Policy Planning Division,
Industrial Safety and Health Department, Labour Standards Bureau, Ministry of
Labour

(3) 徳田 剛：産業安全

労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 技術審査官
Mr. Tsuyoshi Tokuda, Industrial Safety,
Technical Assessment Officer, Construction Safety Measures Office, Safety Division,
Industrial Safety and Health Department, Labour Standards Bureau, Ministry of
Labour

(4) 梅木 哲：協力企画

国際協力事業団 社会開発協力部 社会開発協力第一課
Mr. Satoshi Umeki, Cooperation and Planning,
Staff, First Technical Cooperation Division, Social Development Cooperation Depart-
ment, JICA

(5) 菊池 耕太郎：評価調査

(株)三祐コンサルタンツ 海外業務管理部
Mr. Kotaro Kikuchi, Project Evaluation,
Overseas Project Operation and Management Department, Sanyu Consultants Inc.

1 - 3 調査日程

日順	月日 (曜)	移動及び業務
1	1月17日 (月)	成田→バンコク (TG641)
2	1月18日 (火)	9:00 JICA事務所打合せ 10:00 日本国大使館表敬 13:30 労働保護福祉局表敬 14:30 労働安全衛生センター (専門家との打合せ)
3	1月19日 (水)	9:30 首相府技術経済協力局 (DTEC) 表敬 11:00 労働安全衛生センター (懸案事項協議) 13:30 労働安全衛生センター (PCMワークショップ)
4	1月20日 (木)	9:30 労働安全衛生センター (PDM内容確認) 13:30 労働安全衛生センター (C/P個別ヒアリング)
5	1月21日 (金)	9:30 第3回合同調整委員会 11:30 タイ国側主催昼食会 13:30 労働安全衛生センター (ミニッツ協議)
6	1月22日 (土)	資料整理
7	1月23日 (日)	資料整理
8	1月24日 (月)	9:30 労働安全衛生センター (ミニッツ最終確認) 13:30 労働安全衛生センター (補足調査)
9	1月25日 (火)	10:30 ミニッツ署名・交換 11:30 調査団主催昼食会 午後 日本国大使館、JICA事務所報告
10	1月26日 (水)	バンコク→成田 (TG640)

調査期間：2000年1月17日～26日

1 - 4 主要面談者

(1) タイ国側

1) 労働社会福祉省労働保護福祉局 (DLPW)

Mr. Sakchai Sakkulwong	Director-General
Mr. Pornchai Yooprayong	Deputy Director General
Mr. Pisit Jongstravoravong	Director, Occupational Safety and Health Inspection Division
Ms. Sirikan Santithawat	Director, International Labour Affairs Division
Ms. Chantharaporn Wishuthikan	Labour Officer, International Labour Affairs Division
Ms. Nisa Nopteephanvan	Director, Labour Management Training Division

2) 首相府技術経済協力局 (DTEC)

Mr. Banchong Amornchewin	Chief, Japan Sub-Division
Ms. Hathaichanok Siri wattanakul	Programme Officer, Japan Sub-Division

3) 保健省 (MOPH)

Dr. Somkiat Siriruttanmapruk	Occupational Health Division, Department of Health : DOH
Dr. Pathom Sawanpayalert	Bureau of Medical Technical Development, Department of Medical Service : DOMS

4) 労働安全衛生センター (NICE)

Mr. Nuttawat Montewan	Director
Ms. Karnchana Karnviroj	Chief, Chemical Safety and Major Hazard Control Section
Ms. Chittima Veeradejkriengkrai	Chief, Industrial Hygiene Section
Ms. Sumalee Chanacharmongkol	Chief, Industrial Toxicology Section
Ms. Sudthida Krungkrai wong	Chief, Ergonomics Section
Ms. Sompis Pantucharoensri	Chief, Industrial Medicine Section
Mr. Vilert Jetiyanuwatr	Chief, Safety Engineering Section
Mr. Vinai Lutthigaviboon	Chief, Construction Safety Section
Mr. Pipat Noptheepkangval	Chief, Machinery Safety Section
Ms. Chatchanok Ploykaew	Chief, Safety Efficiency and Development I Section
Ms. Ladda Tungjintana	Chief, Safety Efficiency and Development II Section
Ms. Phornpen Chomputhep	Chief, Administration

5) 監督課

Ms. Piyaporn Chautipun	Chief, Safety Standard Section Group 5
Mr. Kiattisak Boonsanong	Chief, Safety Standard Section Group 1
Mr. Rachit Lekwannich	Chief, Studies and Planning Section

(2) 日本側

1) 在タイ日本国大使館

奥村 英輝	二等書記官
-------	-------

2) JICA タイ事務所

梅崎 裕

次長

上垣 素行

所員

3) プロジェクト長期専門家

後藤 博俊

チーフアドバイザー

副島 将男

調整員

大友 博之

産業安全専門家

毛利 一平

労働衛生専門家

2.要 約

本調査団は2000年1月17日から同26日までの日程でタイ国を訪問し、「タイ労働安全衛生センター拡充計画」に係る巡回指導調査を行った。調査団は1997年6月のプロジェクト開始から現在までの進捗状況を把握・中間評価し、プロジェクト終了までの協力計画について協議するとともに、懸案事項となっていた医師カウンターパート(C/P)の確保問題等について、本プロジェクトのタイ国側実施機関である労働社会福祉省労働保護福祉局(DLPW)、タイ労働安全衛生センター(NICE)ほか関係機関と協議した。その結果、プロジェクトの活動実績等を調査団と先方との間で確認し、双方の確認事項をミニッツ(付属資料1.)に取りまとめて署名・交換を行った。本プロジェクトの活動実績等についての協議内容は、概略以下のとおりである。

(1)プロジェクト活動

プロジェクト活動は5か年計画に基づいて着実に進捗している。これまでの活動状況を取りまとめて、ミニッツ ANNEX 1 に添付した。各活動項目の概要は次のとおり。

1)NICE の機能強化

NICE は産業安全、労働衛生及び研修の各分野で、18 のガイドライン、マニュアル(ミニッツ ANNEX 2)を作成したほか、建設安全、爆発火災安全、作業環境管理、職業疾病調査手法、特殊健康診断及び健康管理の研究・調査を行った。

2)安全衛生監督官及び民間企業安全衛生担当者研修の改善

研究コースカリキュラムを内容、時間数とも充実するよう改善した(ANNEX 3、4)。

3)NICE の広報活動強化

新しい情報シート、安全ポスター、安全ステッカー等を作成した。

(2)投入実績

1)日本側投入：長期専門家4名と短期専門家14名を派遣する一方、C/P14名の日本研修を受け入れた。また、アスベスト位相差顕微鏡、X線回折装置、局所排気装置モデル等、約1億5,000万円の機材供与を行った(ANNEX 5～7)。

2)タイ国側投入：建物及び施設については、日本人専門家の活動に必要なスペース及び供与機材据え付けスペースが提供され、プロジェクト活動経費はNICEの予算として、2000年タイ会計年度に約1,980万バーツが(2000年1月17日現在の為替レート：1バーツ=2.83円 出所 東京三菱銀行)が確保された。1997～2000年度に割り当てられたタイ国側予算は8,330万バーツにのぼる。またC/P36名、事務職員3名(ANNEX 8)が配置された。

(3) プロジェクト活動の達成状況

1) 産業安全

6種類のガイドライン又はマニュアルがタイ語で作成され、この過程で日本人専門家からタイ国側C/Pへの技術移転が行われた。建設安全については、C/Pの意識高揚が図られるとともに、企業に対する安全指導の基礎的知識が植え付けられた。

2) 労働衛生

11種類のガイドライン又はマニュアルがタイ語で作成され、この過程で、知識と技術がC/Pに移転されたと判断できる。分野別の達成事項は以下のとおりである。

- a. 作業環境測定：化学物質の種類はまだ限られているものの、C/Pは作業環境測定と生物学的モニタリングの技術を獲得し、一定の指導ができるようになった。
- b. 職業性疾病の調査：手法の種類は限られているが、疾病学的調査手法のうち、一定の手法を理解して実施できるようになった。ただし、この分野に必要な医学、統計学の広範な知識を考慮すれば、今後も技術移転を続ける必要がある。
- c. 特殊健康診断：一定の種類の特健康診断についてはチェックリストないし質問票を作成できるようになった。ただし、まだNICEに医師が配属されていないので、プロジェクト実施機関である労働社会福祉省と、多数の医師を擁する保健省との緊密な連携が、この分野の技術移転に不可欠と考えられる。
- d. 人間工学：人間工学的計測や分析について、機器を用いた基礎的なフィールド調査ができるようになった。

3) 研 修

1種類のマニュアルがタイ語で作成された。この過程で安全衛生教育手法、教育カリキュラムの作成、教材の作成については基礎的レベルの技術移転が行われたが、この分野では安全衛生監督のための教育を、更に行う必要がある。

(4) プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

調査期間中に日本側、タイ側双方が参加してPCMワークショップを開催し、指標等の項目の改訂を行った。これにより、プロジェクトの進捗状況、今後の課題等が明確になり、双方が共通認識をもつことができるようになった。今後は改訂PDM(ANNEX 9)に基づいて、プロジェクト活動のモニタリング及び評価が行われる。

(5) 懸案事項

1) NICE への医師 C / P の配置

労働衛生分野における医師C/Pの確保に関して、タイ国側は可能な限りの手段を講じて

確保すべく努力したが、確保が困難と説明し、日本側はその事情を理解することとした。タイ国側は代替案として、プロジェクト活動に保健省の医師が参加することにより、プロジェクト内に医師 C / P を確保できなくても、予定されているプロジェクト活動を行うことができ、労働社会福祉省と保健省の間で労働衛生分野における協力を内容とした覚書を既に締結していると説明した。協議に同席した保健省の医師もプロジェクト活動への協力を約束した（覚書はミニッツ ANNEX 10、11）。日本側は、上記説明内容から、タイ国側が提案した内容で討議議事録（R / D）に規定したプロジェクト活動が確保できると判断した。

2) ワークショップ及び新ビル建設

タイ国側からワークショップ及び新ビル建設スケジュール（ANNEX 12）の説明を受けたが、経済状況悪化による建設の遅れで、プロジェクト期間中に新ビルで協力活動を行うのは極めて困難である。このため、ワークショップの建設スケジュールがワークショップ用供与機材搬入に支障のないことを確認したうえで、1998年9月の運営指導調査で合意した「既存のビルでも技術移転に支障はない」ことを再確認した。

3) 産業安全分野の C / P 充足について

プロジェクト開始当初から産業安全分野の C / P の手薄な状況が続いていることから、同分野の C / P の確保を要請した。

3.プロジェクトの現状評価と諸問題

3 - 1 活動状況

プロジェクトの諸活動は、策定された5か年計画に基づき、おおむね順調に進捗しているといえる。活動の詳細は、以下に示すとおりである。

(1)建設安全分野(活動 1-1-a)では、建設安全計画及び建設機械安全に係るガイドライン作成は終了した。建設安全計画では監督官研修用マニュアルを作成中である。また、ガイドライン、マニュアルの作成と並行して建設災害調査、公共工事現場総合的技術指導等の活動が行われている。機械安全分野(活動 1-1-b)では、2000年度以降、活動が本格化するため、現状では目立った実績はない。クレーン、プレス、木工機械に関する2M / M(1名あたり2か月)のカウンターパート(C / P)本邦研修が実施されたのみで、本格的な技術移転は短期専門家の派遣により実施される。また、爆発火災分野(活動 1-1-c)においては、1998年度後半より短期専門家が派遣され、化学プラントにおける爆発火災防止に係る技術移転を実施され、現在、ガイドライン、マニュアルの作成が行われている。

(2)作業環境管理分野(活動 1-2-a)では、1998年度から環境評価調査準備、作業環境改善工場調査が実施され、1999年度より短期専門家の指導で調査開始、サンプル採取、分析、評価等が実施された。職業性疾病(活動 1-2-b)については、疫学調査及び専門家による疫学セミナー等を通じて技術移転を実施、調査の結果を報告書として取りまとめている状況である。また、特殊健康診断(活動 1-2-c)では、1998年度は診断項目のチェックリスト・質問票の開発を行い、1999年度は短期専門家の指導により有機溶剤・重金属を中心とした現場調査を実施している。健康管理分野(活動 1-2-d)では、1998年度は企業内健康管理システム及び人間工学問題に係る調査を実施、併せて有害物質情報の収集、化学物質データベース構築作業を実施した。1999年度は調査結果に基づき、報告書、ガイドライン、マニュアルの作成を行い、化学物質データベースの更新が行われている。

(3)安全衛生監督官研修の改善(活動 2-a、2-b)では、1998年度に研修ニーズ調査及び既設コースの見直し作業が実施され、1999年度には短期専門家の指導を交え、基礎コースの改善が行われた。改善されたカリキュラムに基づき、現在教科書を作成しており、2000年度には基礎コースが実施される。上級コースについては今後の作業となる。

(4) 企業内安全衛生管理担当者研修(活動 3-a、3-b)については、1997 年度後半から研修理論・技法の指導が実施され、1998 年度にはマニュアルが完成した。同時期より既コースの検討・改善作業が着手されており、現在監督者レベルの研修改善が行われている。今後は、改善されたカリキュラムに基づき、一般基礎、建設基礎、管理職対象、施工監理者対象、専門技術者対象、産業医対象、産業看護婦対象の各コース用に、順次教科書を開発していく予定となっている。

(5) 労働安全衛生センター(NICE)広報活動への技術的指導(活動 4-a)及び安全衛生に係る展示室開設への助言(活動 4-b)については、2001 年度以降の活動となるため、現状では技術移転の実績はないが、NICE では新しい情報シート、安全ポスター、安全ステッカーの作成等の活動が行われている。

3 - 2 目標達成度

(1) 成果 1. 「NICE の技術的能力が向上する」

NICE では労働安全衛生に係るガイドライン、マニュアルの必要数を 25 と考えており、産業安全分野、労働衛生分野及び安全衛生教育分野において現在までに 18 種作成されている。作成されたガイドライン及びマニュアルの数から判断すると、成果は 7 割達成されたといえる。プロジェクトでは中間評価時点までに、建設安全、爆発火災、作業環境管理、職業性疾病調査手法、特殊健康診断及び健康管理分野での調査研究が行われてきた。C / P の技術的能力は着実に向上しつつあり、特に建設安全分野においては C / P の知識及び意識が格段に進歩している。例えば、建設現場の調査に際し、協力開始当初はヘルメットの着用もなく、女性の監督官はハイヒールにスカートという格好であったが、プロジェクト開始以来、作業服にヘルメット、安全靴・安全帯を着用するようになってきている。また、建設現場の安全管理において、協力開始当初に比べ、C / P は適切な改善策を指導できるようになっており、プロジェクトの成果が具体的に表れはじめている。プロジェクトの諸活動は着実に成果に結びついているといえる。

なお、技術移転を受けた C / P が引き続き NICE 及び労働保護福祉局(DLPW)に勤務することが成果達成の外部条件となっているが、現在のところ異動の可能性は低く、成果達成への支障とはなっていない。

(2) 成果 2. 「安全衛生監督官対象研修コースを改善する」

当該分野では、1998 年よりニーズ調査を実施、新任監督官を対象とした研修(基礎)コースが改善され、現在、中堅監督官対象(上級)コースの開発に着手している。研修の実施は今後

の活動となるため、プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)の指標に基づく成果の達成度は把握できる段階に達していないものの、活動計画に基づき着実に進捗している状況である。

なお、技術移転を通じてC/Pは、自らの知識を深めるだけでなく、その社会的な重要性を強く認識するようになっている。1999年2月から建設中の工事を対象とした「合同安全協議会」が定期的開催されていることは、監督官の能力向上に大いに資するものであるといえる。同協議会は、建設現場における事故防止を目的としており、地下鉄や橋梁工事を対象として、労働社会福祉省、発注者、コンサルタント、学識経験者、建設業者をNICEに招き、現場の安全管理の現状報告と今後の問題点について協議を行っている。

こうした活動を通じて得た経験・ノウハウが、安全衛生監督官や企業内安全衛生管理担当者対象の研修内容に反映され、研修受講者が研修の成果を社会に還元していくことにより、タイ国における労働安全衛生をとりまく状況は着実に改善されていくものと考えられる。

(3) 成果3.「企業内安全衛生管理担当者対象研修コースを改善する」

1997年より基礎理論・技法に係る技術移転が開始され、ほぼ同時並行で既存研修コースの見直し及びカリキュラムの改善が行われており、成果の達成に向け着実に進捗している状況である。NICE所長は「安全衛生の第一歩は企業の安全衛生担当者の意識高揚」との明確な方針をもっており、企業内の安全衛生管理担当者を対象とした研修コースの改善に意欲的に取り組む姿勢を見せている。C/Pの意欲も強く、成果の達成に十分な期待がもてると考察される。

なお、機械安全分野については現在、C/Pは1名のみであり、2001年度には短期専門家の投入が予定されているが、現状のままでは成果の達成に影響を及ぼすおそれがあり、早急なる対応を引き続き求めていく必要がある。また、NICEによる医師C/Pの確保は困難であり、医師の関与が必要と考えられている職業性疾病調査、特殊健康診断、健康管理、産業医・産業看護婦養成コース等の活動において、保健省との協力関係の維持はプロジェクトの成果を左右する重要な要素となっている。プロジェクトとしても協力体制の維持・強化に向けて支援していく必要がある。

(4) 成果4.「NICE 広報活動の質を向上させる」

2001年度以降の活動となるため、活動実績はないものの、当該分野にかかわるC/Pは、労働安全衛生分野におけるPR活動の必要性を十分に認識しており、ポスターやステッカー、VTRや供与された移動研修車を用いて、広報内容を充実させるべく活動を行っている。今後の専門家の指導による成果に十分期待がもてる。

3 - 3 実施の効率性

タイ国側の投入にタイミングの観点から一部問題があったものの、日本側専門家の熱意とタイ国側 C / P の技術移転に向けた真摯な態度により、プロジェクトの活動はおおむね順調に進捗している。プロジェクト各活動に共通して、投入が成果に転換される効率は高く、その成果は労働の現場において具体的な形となって表れつつある。このことから、本プロジェクトの効率性は高いと判断し得る。

(1) 投入のタイミングの妥当性

1) 日本側投入

計 4 名(延べ 5 名)の長期専門家、14 名の短期専門家が派遣され、タイミングについておおむね問題はなく、妥当と判断できる。労働衛生分野の長期専門家の派遣が遅れ、プロジェクト開始後約 10 か月経た後となったが、専門家の努力により遅れを挽回しつつある。

機材については平成 11 年度までに約 1 億 5,000 万円の供与を行った。機材供与のタイミングについては、プロジェクトの活動に従い順次供与されており、妥当である。

また、今日までに 14 名の C / P が本邦研修を受けているが、自らの専門分野に対する見識を深めている。研修内容はいずれも本人の専門若しくは希望した内容とおおむね一致しており、満足との評価を得ている。

2) タイ国側投入

タイ国側投入のプロジェクト施設については、新ビルの工事着工が 2 年半遅れたが、運営指導調査において確認されたように、技術協力は既設ビルで十分に可能であると判断される。一方、日本人専門家の活動に必要なスペース及び日本からの供与機材据え付けのスペースは確保されている。

36 名の C / P 及び 3 名の事務職員がセンターに配置されている。労働衛生分野における医師 C / P については、タイ国側の懸命な努力にもかかわらず依然として確保されていないが、保健省との協力の下、保健省の医師がプロジェクトに参加することにより、R / D に規定したプロジェクト活動は確保できると判断される。産業安全分野の C / P については手薄な状態が続いており、今後も必要な措置が遅れる、若しくは行われない場合、プロジェクトの活動に支障が生じる可能性がある。

予算については、NICE の予算として、2000 年タイ会計年度で 1,980 万バーツ、1997 ~ 2000 年タイ会計年度で約 8,330 万バーツが確保されており、当面の活動に支障はないものと考えられる。新ビル及びワークショップの建設が遅れた原因の 1 つに、予算の別項目への振り替えがあげられるが、その後、施設建設に必要な予算措置はなされている。

(2) 投入と成果の関係

1) 日本側投入

派遣された専門家は、長期・短期ともに各自の専門性に深い見識と経験を有しており、タイ国側 C / P に対し適切な技術移転を行って、日本側専門家投入は着実に成果を結びつつある。

機材の数量と仕様は、プロジェクト活動に必要とされるレベルを満たしており、技術の習得において成果を得つつある。機材の操作指導については、機材据え付け技師及び専門家の指導により現在は支障なく活用されており、成果達成への影響は生じていない。

また、訪日研修を受けた C / P は、帰国後においては研修の成果をもって本プロジェクトの円滑な推進に貢献しており、妥当な研修内容・期間であったと判断できる。

2) タイ国側投入

建設安全分野では、具体的な成果が表れつつあり、投入は着実に成果に結びついているといえる。

医師 C / P については、医師の関与が必要と考えられている活動が今後控えており、保健省との協力体制が維持されることにより、成果達成に効率よく結びつくと考えられる。

また、産業安全分野の C / P は現在、活動の比重に対して手薄であるが、増員により効率的かつ効果的な技術移転が可能となり、成果へと結びつくものと判断される。

3 - 4 計画の妥当性

(1) 上位目標「労働者が労働災害や職業性疾病から保護される」の妥当性

本プロジェクトは、1980年代後半以降の経済成長、とりわけ工業化が急激に進行していくなかで、労働災害が急増したことを受けて要請され、実施に至った経緯がある。

タイ国政府は当時、1992年に策定した第7次国家経済社会開発5か年計画において「労働災害及び職業性疾病からの労働者の保護」を目標の1つに掲げており、プロジェクト開始時点における政策面での妥当性は非常に高くかつ優先的であった。

現行の第8次国家経済社会開発5か年計画(1997～2001年)は、経済の量的成長から「人間中心の開発」という理念の下に開始され、「労働災害を国際水準以下とすること、交通災害、毒物の輸送、高層建築の火災等の災害を撲滅すること」を目標の1つに掲げている。こうした状況にかんがみ、政策との整合性は十分とれていると判断できる。

タイ国経済は、1997年7月に発生した通貨危機をきっかけとして低迷状態を続けていたが、1999年に入ってから製造業を中心として回復の兆しを見せており、アジア開発銀行(ADB)では1999年の実質GDP成長率は3%、2000年には更に上昇するとの見通しを立てている。こうしたなか、労働災害は今後も発生していくことが容易に予測され、上位目標に対するニーズは引き続き高いと判断される。

(2) プロジェクト目標「NICEの機能が強化される」の妥当性

労働安全衛生センターは、労働安全衛生における技術部門を担当している。

労働の現場において発生している労働災害は、工業化の進展に伴い、複雑化、多様化しており、労働安全衛生の現状に対応した技術力の強化は今日でもなお、強く求められている。工業化の波は今後、集積のメリットを求めて都市部において更に集積度を高めていくとともに、地方都市へ拡大していくことも考えられることから、広報機能の充実も含めた同センターの機能強化は、引き続き高いニーズを有している。

タイ国政府は第8次国家経済社会開発5か年計画において、労働災害の減少とともに、「交通災害、毒物の輸送、高層建築の火災等の災害撲滅」等、技術力の強化・普及を必要とする目標を樹立しており、政策との整合性もとれていることから、中間評価段階においても妥当性はあると判断される。

(3) 上位目標、プロジェクト目標、成果及び投入の相互関連性に対する計画設定の妥当性

NICEの機能が強化されることは、上位目標の達成に直接的に貢献するものであり、計画設定は妥当であると判断される。

NICEの機能には、労働安全衛生に係る調査研究、指導、研修、情報の普及などの側面があり、プロジェクトの成果4項目はそれぞれ、プロジェクト目標達成に至る必要条件であり、現評価時点でいずれも妥当性を有している。

投入に関しては、タイ国側の施設建設、C/Pの配置、予算措置等に問題があったが、それぞれ必要な対策が講じられており、経過を見守る必要があるものの、成果を達成するためにそれぞれ必要な投入であり、計画設定は妥当であると判断できる。

3 - 5 自立発展性の見通し

(1) 制度的側面

タイ国政府は第8次国家経済社会開発5か年計画(1997～2001年)において、労働災害の減少とともに、「交通災害、毒物の輸送、高層建築の火災等の災害撲滅」等、技術力の強化・普及を必要とする目標を樹立しており、政策的支援については問題はないといえる。第3回合同調整委員会においては、プロジェクトの総括責任者である労働保護福祉局長からの強い関心が改めて示されており、引き続き支援を得られることが確認された。

工業化の進展に伴う労働災害の急増を受け、タイ国では労働保護法(Labor Protection Act)が1998年2月に成立、同年8月に施行されている。企業内の衛生管理については、省令により労働社会福祉省の所管であるが、産業医・看護婦の教育については実質的に保健省の管理下にあることから、タイ国における労働衛生を強化するためには、今後両省の協力体制が必

要不可欠となっている。本プロジェクトにおいても、労働衛生分野において保健省との協力体制が必要になっており、自立発展性の観点から大きな要素となっている。

スタッフの配置については、医師 C / P 問題のほか、活動の比重から見て産業安全分野の C / P を増員することが、効率的な技術移転に必要と判断されることから、本件については引き続き、早急な対応を求めていく必要がある。

C / P の多くは、プロジェクト開始前から NICE に配属されており、定着状況についてはおおむね問題はない。NICE 所長は 1998 年に交代しているが、後任所長の本プロジェクトに対する関心は極めて高く、継続性の点からは特に問題はないといえる。前任者に比べ後任所長は、NICE の活動のうち、研究的側面よりも監督指導の役割に比重を置く方針をもっており、こうした方針の違いがプロジェクトの活動にどのように影響してくるかは注意深く見守る必要がある。

(2) 財政的側面

当面のプロジェクトの活動に必要な予算措置はなされている。

しかし、プロジェクト開始時には経済危機のあおりを受け、施設建設費が他の項目に振り替えられ、着工が遅れた経緯があった。現在、経済情勢は上向きつつあるが、これまでの経緯から判断する限り、予算措置は流動的である。

また、NICE と労働社会福祉省労働安全衛生監督課を統合し、労働安全衛生部として再編する構想がある。組織の縮小化・簡素化の方向で実施される場合、予算措置に影響する可能性もあり、留意する必要がある。

供与された機材の維持管理費については、維持管理契約が JICA タイ事務所長と労働保護福祉局長との間で交わされている。1999 年度は日本側 100%、2000 年度は日本 65% : タイ国 35%、2001 年度には日本 35% : タイ国 65% となり、2002 年以降はタイ国側が 100% 負担し、維持管理費を賄っていくことになっている。

(3) 技術的側面

専門家により移転された技術は、ガイドラインやマニュアルに反映されつつあり、C / P 研修の成果についても、同じ分野に所属する他の職員に移転する機会を設け、実施されている。C / P の技術習得に向ける意欲は旺盛であり、技術は着実に定着しつつある。

供与された機材の保守・管理状況は、現在のところ良好であり、修理の必要が生じた場合も補修されたうえで利用されている。ただし、機材のマニュアルが一部和文となっているため、プロジェクト終了後の保守管理に対する配慮が必要である。

技術的ニーズとの合致状況については、現時点においてはおおむね問題はない。しかしな

がら、今後変化していくことが予想される社会のニーズを的確に把握し、自ら適切な技術を習得し適応していけるよう、自立発展性を確保するための対策を、今後の協力のなかで考慮する必要がある。

4.プロジェクトの今後の活動計画

1999年12月11日にワークショップ建設工事に着工し、平成11年度分のワークショップ用供与機材搬入に支障のない建設スケジュールとなっていることから、1998年9月の運営指導調査時に合意した「ワークショップ及び現ビルで協力を行うこと」を再確認した。

プロジェクトの各分野の活動計画のうち、主なものは次のとおりである。

4 - 1 産業安全分野

(1)建設安全分野

仮設建造物の安全(安全対策、構造計算など)に係るガイドラインを策定するほか、災害調査、工事現場における技術指導等を行う。

(2)機械安全分野

平成12年度第1四半期中の搬入が見込まれるワークショップ用供与機材等を活用して、クレーン、プレス及び木工機械のガイドラインの策定、研修コースの教材作成、技術指導等を実施する。

(3)爆発火災分野

化学工場・設備について技術指導を実施する。また、ボイラー・圧力容器について日本研修を行うほか、ガイドラインの策定、研修コースの教材作成等を行う。

4 - 2 労働衛生分野

(1)作業環境管理

有機溶剤・重金属、粉じんのサンプリング、分析、評価に係る技術指導を行うほか、アセスメント、測定・分析精度管理、作業環境改善に関するマニュアルの作成等を行う。

(2)特殊健康診断

有機溶剤・重金属、粉じんの診断項目の開発と有効性の検討を行うほか、マニュアルの作成等を行う。

(3)健康管理

健康管理システムについて情報整備を行うほか、エルゴノミクスについてガイドラインの

策定、教材の作成等を行う。また、職場におけるリスク管理に関し、日本研修を実施するほか、教材の作成等を行う。

4 - 3 研修分野

(1)安全衛生監督官研修

既に改訂された基礎コースを実施するほか、上級コースのカリキュラム及び教材開発等を行う。

(2)企業内安全衛生管理担当者研修

安全衛生管理者の研修コースを実施するほか、建設現場管理者の試行研修を実施する。

産業医、産業看護婦の研修コースの開発については、保健省医療サービス局及び衛生局との連携により、カリキュラム及び教材開発等を実施する。

4 - 4 広報分野

新ビル完成後に既存ビルの改修により設置予定の展示ホールの構想を取りまとめる。また、各種媒体を利用した広報活動を引き続き展開する。

5 .PCM ワークショップ

5 - 1 ワークショップの目的及び実施の方法

プロジェクト・サイクル・マネージメント(PCM)手法による参加型計画は、「参加者分析」「問題分析」「目的分析」「プロジェクトの選択」そして「プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)の作成」から成っている。本件プロジェクトにおいては、プロジェクト開始後約10か月経過した1998年3月、短期専門家の指導に基づきPCMワークショップが開催されており、現在のC/Pのほぼ全員が参加している。中間評価時点のPDM(以後、改訂前PDM)はその際、作成されたものである。

中間評価時点で、タイ国側からはプロジェクトの骨子となる上位目標、プロジェクト目標、成果、活動について、特に意見は出されていなかった。しかしながら、指標等の事項で数値が入っていない項目が散見され、終了時評価に支障を来す可能性があった。このため、より具体的な指標を設定することを目的として、2000年1月19日、PDM改訂のためのワークショップが開催された。

ワークショップは、本件プロジェクトの関係者、すなわち、労働安全衛生センター(NICE)、労働社会福祉省労働保護福祉局(DLPW)、保健省衛生局労働衛生課(DOH、MOPH)の関係者及び長期専門家を対象として実施し、巡回指導調査団がオブザーバーとして参加した。参加者は合計24名、男女比は全体としてはほぼ半々、タイ国側に限れば6割強が女性であった。これを6つの作業グループに分けたうえで、ワークショップは下記の手順により実施している。

- (1)PCMワークショップの目的説明
- (2)PDMの用語及び構造(縦の構造)の確認
- (3)改訂前PDMの確認
- (4)指標見直しの対象となる上位目標、プロジェクト目標、成果の各項目について、内容の具体的確認
- (5)指標及び指標入手手段の検討
- (6)設定された指標の各数値についての根拠確認

5 - 2 プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)の改訂

改訂されたPDMについてはミニッツANNEX9に添付した。このうち、変更点について、下記に整理し対比している。PDMの見直しは、「指標」及び「指標入手手段」について行い、より具体的・数量的な指標の設定を行った。

プロジェクトの要約	改訂前 PDM		改訂後 PDM	
	指 標	指標データ入手手段	指 標	指標データ入手手段
上位目標 労働者が労働災害や職業性疾病から保護される	プロジェクト終了後、労働の発生率が減少し続ける	・労働者補償基金統計書	・労働災害、職業性疾病の発生件数が、労働社会福祉省の目標とする労働者1,000人当たり26件にまで減少する。	・ Social Security Office の年次報告書
プロジェクト目標 労働安全衛生センター(NICE)の機能が強化される	<ul style="list-style-type: none"> ・ NICE により、労働安全衛生に関する5か年計画が策定される。 ・ 安全衛生監督官の監督能力が向上する。 (上記2指標は、事業を実施するなかで精度を上げていく必要がある)	1-1. NICE 年次報告書 1-2. SHID 年次報告書 2. 検査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13万人の企業内安全管理担当者が労働安全衛生に係る指導の能力を得る。 ・ 5つの研究成果が公表され、安全管理監督官及び関係者に利用される。 ・ 安全衛生に係る情報媒体の作成・公表が、プロジェクト期間中に50%増加する。 	NICE 及び OSHID の年次報告書
成果				
1. NICE の技術的能力が向上する	1.労働安全衛生に係る各種基準、マニュアルが2002年までに開発される。	1-1. NICE 年次報告書 1-2. DLPW 年次報告書	1-1 少なくとも5本の研究報告が2002年までに科学雑誌において公表される。 1-2 必要な25の基準・ガイドラインが2002年までに作成され、ターゲットグループの労働者に配布される。	1-1 公表された研究報告のリスト 1-2 NICE 年次報告書
2. 安全衛生監督官(新任監督官・中堅監督官)を対象とした研修コースが改善される	2.NICE、RICE、SHIDで実施される安全衛生監督官(新任監督官・中堅監督官)対象研修各3コースにおいて、2002年までに360人が受講する。	2. DLPW 報告書	2. 改善された新任監督官対象研修コースと、新たに開発された中堅監督官対象の研修コースが2002年までに各1回、実施される。	2. OSHID 年次報告書
3. 企業の安全衛生担当者を対象とした研修コースが改善される	3.企業の安全衛生担当者研修コースのカリキュラムと教科書が開発される。	3. NICE 年次報告書	3-1 企業内安全衛生管理担当者、産業医及び産業看護婦を対象としたカリキュラムと教科書各7本が改善される。 3-2 少なくとも13万名の企業内安全管理担当者が2002年までに研修を受ける。	3-1 NICE 年次報告書 3-2 NICE 年次報告書
4. 安全衛生に関するNICEの広報活動の質が向上する	4-1.雇用者・労働者に対する各種メディアを通じた広報活動が、1998年に比べて2002年までに50%増加する。 4-2.安全衛生に係る展示室が2002年までに開設される。	4. NICE 年次報告書	4-1.安全衛生に係る100の情報、2002年までにNICEのホームページに掲載される。 4-2.刷新された展示室の設計が2002年までに完成する。	4. NICE 年次報告書

5-3 改訂 PDM に基づく評価

終了時評価は改訂された PDM の各指標に基づいて実施されるため、改定 PDM における各指標の具体的数値について、下記にその設定根拠を整理することとする。

- (1) 上位目標の指標、「労働者 1,000 人あたりの労災発生件数 26 件」の根拠は、労働社会福祉省が 2001 年までに達成することを目標とした値。労働災害の発生は、労災の申請件数により把握されている。労災申請件数(労働者 1,000 人あたり)はプロジェクトが開始された 1997 年には 39 件であったが、1998 年には 31 件に減少している。
- (2) プロジェクト目標及び成果 3 の指標、「13 万人が OSH に関する能力を獲得する」の根拠は、NICE において目標としている企業内労働安全衛生担当者を対象とした研修の受講者数。
- (3) プロジェクト目標及び成果 1 の指標、「5 つの研究報告書」については、既にこれまでの研究成果を世界労働衛生会議等の国際会議に提出してきた実績から打ち出された目標である。
- (4) 成果 1 の指標「25 のガイドライン、マニュアル」は本プロジェクトを通じて NICE が作成を予定している目標値。なお、作成されたガイドライン及びマニュアルはすべてタイ語となるため、内容がいかにか改善されたかを確認するのは評価者にとって困難を伴う。最終評価の時点で、改善点について、時間をかけて C / P から聞き取り調査を行うなど、対策を検討する必要がある。
- (5) 成果 3 の指標「7 つのカリキュラム、テキスト」とは、NICE が設けている民間人対象研修、管理職対象、 施工監理者対象、 専門技術者対象、 建設基礎、 一般基礎、 産業医対象、 産業看護婦対象、 の 7 つの研修コースに対応している。

5 - 4 PCM ワークショップ参加者リスト

中間評価時点(2000 年 1 月 19 日)において実施された PCM ワークショップの参加者は、下記に示すとおりである。

[タイ国側]

Mr. Nuttawat Montewan	Director, NICE
Ms. Karnchana Karnviroj	Chief, Chemical Safety & Major Hazard Control Section, NICE
Ms. Chittima Veeradejkriengkrai	Chief, Industrial Hygiene Section, NICE
Ms. Sumalee Chanacharnmongkol	Chief, Industrial Toxicology, NICE
Ms. Sudthida Krungkraiwong	Chief, Ergonomics Section, NICE

Ms. Sompis Pantucharoensri	Chief, Industrial Medicine Section, NICE
Mr. Vilert Jetiyanuwatr	Chief, Safety Engineering Section, NICE
Mr. Vinai Lutthigaviboon	Chief, Construction Safety Section, NICE
Mr. Pipat Noptheepkangval	Chief, Machinery Safety Section, NICE
Ms. Chatchanok Ploykaew	Chief, Safety Efficiency and Development Section (Information), NICE
Ms. Ladda Tungjintana	Chief, Safety Efficiency and Development Section (Training), NICE
Ms. Phornphen Chomputhep	Chief, Administration, NICE
Ms. Piyaporn Chautipun	Chief, Safety Standard Section Group 5, OSH Inspection Div., DLPW
Mr. Kiattisak Boonsanong	Chief, Safety Standard Section Group 1, OSH Inspection Div., DLPW
Mr. Rachit Lekwannich	Occupational Health Div., DOH, MOPH
Mr. Wisanti Laohaudomchok	Technical Labour Officer, Industrial Hygiene Section, NICE

[日本側]

後藤 博俊	チーフアドバイザー、長期専門家
副島 将男	業務調整、長期専門家
大友 博之	産業安全、長期専門家
毛利 一平	労働衛生、長期専門家
松野 裕	団長、巡回指導調査団、中央労働災害防止協会 技術支援部 上席技術専門役
木口 昌子	労働衛生、巡回指導調査団、労働省労働基準局 安全衛生部計画課国際部 室長補佐
徳田 剛	産業安全、巡回指導調査団、労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室 技術審査官
梅木 哲	協力企画、巡回指導調査団、国際協力事業団 社会開発協力部社会開発協力第一課 職員
菊池 耕太郎	評価調査(PCM モデレーター)、巡回指導調査団、株式会社三祐コンサルタンツ 海外業務管理部

6 .総合提言内容

プロジェクト計画は、おおむね計画どおり進行している。特に、プロジェクトの推進における最大の懸案であった新ビル及びワークショップの建設と医師カウンターパート(C/P)リクルートの問題について、いずれも具体的な方向性が示されたため、これまで先送りされていた機械安全分野と産業医・産業看護婦研修分野について、プロジェクト期間終了までに所要の成果が得られるよう、引き続き協力を進める。

また、PCM ワークショップにより PDM で具体的な到達目標が示されたことから、当該目標を念頭に置きつつ、プロジェクトサイトと専門家チームが共通の認識の下に、今後の活動を進めていく必要がある。

(1)日本側のとるべき対応策

2000年3月に労働衛生、6月には産業安全と業務調整の長期専門家が任期満了となるため、プロジェクト活動の推進に支障を来さないよう、円滑な業務引き継ぎに配慮する必要がある。

短期専門家のリクルートにあたっては、人選から派遣までの準備期間が十分にとれないと、現地で時間的なロスを生ずるおそれがあるので、派遣前に現地とできるだけの調整を行ったうえで赴任できるよう、人選作業を早めに進める必要がある。

ワークショップ用供与機材は、機械安全分野の技術移転に支障を来さないよう、ワークショップの完成後、できるだけ早い時期の搬入に配慮する必要がある。

(2)現地のとるべき対応策

建設作業に着手したワークショップの早期完成を確保するとともに、機械安全分野の技術移転が円滑に進められるよう、必要数のカウンターパートを確保する必要がある。

保健省との連携については、医療サービス局及び衛生局との覚書が既に結ばれているが、プロジェクト協力項目に係る保健省医師の具体的な協力内容について、引き続き協議を行い、内容を詰めておく必要がある。

供与機材の効果的な活用の観点から、保守経費のタイ国負担分の確保について、引き続き配慮し、プロジェクト終了後も自国の経費のみで活動が継続できる体制を整える必要がある。

また、プロジェクト成果の評価の前提として、プロジェクト活動がタイ国における労働安全衛生行政に果たす役割を十分に認識し、同国における安全衛生行政上の問題点の的確な把握及びその解決策の検討を常に念頭に置く必要がある。

7.プロジェクト懸案事項

(1) 医師カウンターパート(C/P)の確保

本件については、プロジェクトの、特に職業疾病調査等の労働衛生分野における技術移転にとって、医師C/Pの配置は必要不可欠という認識で日本・タイ国双方の合意があった。タイ国側はこの合意にそって、医師確保のためにあらゆる手を尽くしたが、現在までのところ医師C/Pは配置されておらず、今後も配置できる見通しはない。

現在の労働安全センター(NICE)の役割のうち職場の健康調査などでは、対象者の診察や結果の評価などに医師の存在が不可欠である。しかしながらそれは、必ずしもNICEが専属の医師を抱えなければ実施不可能というわけではなく、地域の病院へのアウトソーシングが可能であると考えられる。

その一方、医師の確保については日本側からも積極的に代替案を提示し、タイ国側も可能な限りの手を尽くしてきた。そしてその一連の経過のなかから、予期しなかった保健省衛生局労働衛生課との連携という成果が得られた。

保健省との連携に関しては、衛生局労働衛生課、医療サービス局遺伝・職業病疾病課との覚書(ミニッツ ANNEX 10 及び 11 のとおり)を根拠として関係省庁間のネットワークが緊密になってきており、プロジェクト活動においても1999年の重金属・有機溶剤に関する総合的な技術移転(健康管理、作業環境評価、バイオロジカルモニタリング)に労働衛生課医師等が参加した。保健省側も産業医・産業看護婦養成コースに関する技術移転活動に非常に関心をもっており、当該活動がNICEと保健省との協力の下に実施され、現存する産業医・産業看護婦養成コースが改善されることを期待している。

保健省との連携が確保できたことにより、医師確保問題がプロジェクトに与える影響は少なくなり、職業病疾病調査、特殊健康診断、健康管理、産業医・産業看護婦コース等、医師の関与が必要と考えられる活動のすべてにおいて、ほぼ計画どおりの技術移転が可能であると考えられる。

今回調査においての協議で、上記の経緯の説明がタイ国側よりあり、協議に同席した保健省関係者よりプロジェクト活動に協力することを約束する旨の発言があった。

日本側はこれらの説明内容から、R/Dに規定したプロジェクト活動が確保できると判断した。

(2) ワークショップ及び新ビル建設

ワークショップを含む新ビル建設については、協力開始時に新ビルをタイ国側の負担で1998年2月から建設開始、1999年8月までに完成させるとの説明があり、協力開始の当初2年間については既存施設での協力を行うこととしていた。しかし予算の別項目への振り替え、工事契約の不

調等の理由で工事契約署名が1999年9月、建設工事着工が同年10月15日、ワークショップ建設完了予定が2000年2月11日、新ビル工事竣工が2001年6月5日の予定である。

本件については、1998年9月の運営指導調査で、ワークショップ設置機材以外はすべて可搬性があり、新ビルへの移設が可能である。ワークショップの仕様が機材設置及び技術移転の支障にはならないとの理由により、現ビルとワークショップでプロジェクト活動を行うことが可能との判断をした。

今回調査における協議では、タイ国側からワークショップ及び新ビル建設スケジュール(ミニッツ ANNEX 12)の説明を受け、また、ワークショップの建設スケジュールがワークショップ用供与機材搬入に支障のないことを確認(2000年2月11日完成予定)したうえで、運営指導調査で合意した「ワークショップ及び現ビルでの協力を行うこと」を再確認した。

(3) 産業安全分野のC / P 確保

産業安全分野C / Pは、プロジェクト開始当初から十分確保されているとは言えない状況であったため、今回調査における協議において本分野のC / P 確保を申し入れた。

本プロジェクト最大の懸案事項であった新ビル建設問題と医師カウンターパート確保問題は今回調査の協議においていずれも解決の方向に向かっていると考えられる。

8 .合同調整委員会

巡回指導調査期間中の2000年1月21日(金)の午前9時30分より第3回合同調整委員会が開催された。

主要協議事項は下記の4項目であり、プロジェクト中間評価に合わせた内容となっている。

- (1)プロジェクトの経緯及び達成状況
- (2)プロジェクト懸案事項
- (3)PDMに関する事項
- (4)2001年度及びプロジェクト終了時までの活動計画

これらの事項について、日本側及びタイ国側の代表者が説明を行い、その後質疑応答を行ったが、特段の意見等はなく、原案どおり承認されて終了した。